

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年8月26日
【四半期会計期間】	第55期第1四半期（自 2014年4月1日 至 2014年6月30日）
【会社名】	伊藤忠エネクス株式会社
【英訳名】	ITOCHU ENEX CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 賢二
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03(6327)8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 直彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03(6327)8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 直彦
【縦覧に供する場所】	伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部中部支店 （名古屋市中区錦一丁目5番11号） 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部関西支店 （大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号） 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部九州支店 （福岡市博多区綱場町4番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

(注) 上記の九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2014年8月11日に提出いたしました第55期第1四半期(自2014年4月1日至2014年6月30日)四半期報告書に添付しております独立監査人の四半期レビュー報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

独立監査人の四半期レビュー報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の四半期レビュー報告書

2014年8月7日

伊藤忠エネクス株式会社

取締役会 御中

(以下省略)

(訂正後)

独立監査人の四半期レビュー報告書

2014年8月8日

伊藤忠エネクス株式会社

取締役会 御中

(以下省略)

独立監査人の四半期レビュー報告書

2014年8月8日

伊藤忠エネクス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊藤忠エネクス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2014年4月1日から2014年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2014年4月1日から2014年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、伊藤忠エネクス株式会社及び連結子会社の2014年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。